災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書

大阪市(以下「甲」という。)と一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会(以下「乙」という。)とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大阪市防災・減災条例(平成26年大阪市条例第139号)第11条第2項 の規定に基づき、大阪市域における災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力 を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
 - (2)災害廃棄物 最新の大阪市災害廃棄物処理基本計画において計画の対象とする災害廃棄物(し尿を除く。)のことをいう。
 - (3) 処理 撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力体制)

- 第3条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明ら かにしておくものとする。
- 2 乙は、災害時において、円滑に協力することができるように、平常時から協力体制の整備 に努めることとする。

(連絡担当者)

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

(協力要請)

- 第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理について協力を要請することができる ものとする。
- 2 乙は、甲の要請があった場合、甲乙が作成した大阪市許可業者大規模災害対応マニュアル に基づいて、甲に協力する。
- 3 甲は、乙が第6条第1項の活動を実施するために必要な情報を提供する。
- 4 甲が乙に連絡することが不可能な場合については、甲は、乙の社員に直接、第1項の要請 を行うことができるものとし、連絡が可能となり次第、甲は乙にその旨を速やかに報告する。

(応急対策活動の内容)

- 第6条 乙は、前条第1項の規定により、甲から協力を要請された場合、次に掲げる活動を行う。
- (1) 災害時に必要な生活ごみ及び粗大ごみの収集運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める応急対策活動

- 2 前項の活動は、甲の職員の指示に従い、これを行う。
- 3 乙は、大阪市域以外における災害時に、甲が支援活動を行う場合も、前条第1項の要請により、大阪市域において第1項に掲げる活動を行う。

(要請手続)

- 第7条 第5条第1項の要請は、乙に対し次の事項を記載した文書により行う。
- (1) 応急対策活動を実施する場所
- (2) 応急対策活動を実施する期間
- (3) 応急対策活動に要する人員、車両及び資機材
- (4) その他必要な事項
- 2 前項の要請が文書により難い場合は、甲は口頭で要請できるものとし、要請後速やかに文書で通知する。

(活動時の留意事項)

- 第8条 乙は、第6条第1項の活動を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (3) 関係法令等を遵守するとともに、甲の職員の指示により災害廃棄物の分別及び資源化に 努めること。

(活動の報告)

- 第9条 乙は、第6条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に次の事項を記載した報告 書を提出しなければならない。
- (1) 応急対策活動を実施した場所
- (2) 応急対策活動を実施した期間
- (3) 応急対策活動に要した人員、車両及び資機材
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第10条 甲は、この協定に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理に要した経費について、甲 が必要と認めた額を負担する。
- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前(平常時)における賃金水準等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等について甲の承認を得た後、甲に対して第1項及び前項において規定する経費の支払いを請求する。
- 4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第11条 第6条第1項の活動を行うに際し、乙又は乙の社員の責めに帰すべき理由により、甲 又は第三者に損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応することとする。 (補償)

第12条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例に定めるところにより、その損害を補償する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日まで に甲又は乙いずれからも書面による申し出がないときは、1年間更新されたものとみなし、 以降も同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第 15 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 10 月 12 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 吉村 洋文

乙 大阪市浪速区恵美須西2丁目14番27号 一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

代表理事 林 博之